

議会の委任に基づく専決処分について

第1 損害賠償額の決定について

【報告案件1～3】

1 損害賠償の相手方

報告案件	相手方
1～3	元中野区職員

2 経過の概要

区の職員が、退職した相手方の退職手当について額の算定を誤り、本来支給すべき額よりも過少に相手方に支給していたことが判明し、本来支給すべき額と過少に支給された額との差額を支給することとしたが、当該差額の支給が遅れたことによる遅延賠償金が生じた。

3 区の賠償責任

本件は、区の職員が退職した相手方の退職手当について額の算定を誤り、本来支給すべき額よりも過少に相手方に支給されたことにより、本来支給すべき額と過少に支給された額との差額に係る遅延賠償金が生じたものであり、区が賠償責任を負うものと判断した。

4 損害賠償額

区の損害賠償額は、本来支給すべき退職手当の額と過少に支給された退職手当の額との差額に係る遅延賠償金の額である。

報告案件	損害賠償額
1	94,611円
2	75,043円
3	30,875円

5 事件後の対応について

所属長から関係職員に対し本件について厳重に注意を行うとともに、退職手当の額の算定事務に係るマニュアルを改定し、再発防止に努めることとした。

第2 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件4】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和2年(2020年)8月28日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町三丁目20番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、巡回業務のため、庁有車で事故発生場所の道路を西方面に向かって走行し、当該庁有車の前方を歩いていた相手方をその右側から追い越そうとしたところ、当該庁有車の左側側面が相手方に接触した。これにより、相手方は右肘打撲傷、右肩打撲傷等の傷害を負った。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害712,383円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和3年（2021年）1月20日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が相手方を追い越す際に十分な距離を取らなかったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計712,383円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から庁有車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。

### 第3 和解について

#### 【報告案件5】

1 和解（示談）の相手方

三鷹市民

2 事件の表示

(1) 事件発生日

令和元年（2019年）12月26日

(2) 事件発生場所

東京都中野区中野五丁目55番先路上 ゴミ集積所

(3) 事件発生状況

相手方は、区が管理する事件発生場所のゴミ集積所に製氷機1台を不法投棄した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、本件事件により、区が被った損害（2(3)の製氷機の処理費用相当

額) 4,400円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和3年(2021年)2月3日